

職業人生 はじめの一步 ―生きがいとキャリアを考えるワークブック

解答・補足

1 本書 p.22-24 **テーマ2** (1) 解答

A さん：(2)	B さん：(6)	C さん：(5)	D さん：(5)
E さん：(3)	F さん：(1)	G さん：(6)	H さん：(4)
I さん：(7)	J さん：(1)	K さん：(3)	L さん：(7)
M さん：(4)	N さん：(2)		

著者は、この14人のフリーターは、他人に迷惑をかけることのない、誠実な人達であり、自分の仕事に進んで取り組んでいる人達でもある、こうした想定で描いています（なかには「あれっ？」と言う人達がありますが、それは周りの人の方です）。職業には様々なものがありますが、どの職業も、社会や他の人々にとって大切な意義を持っています。職業に卑賤はありません。

2 本書 p.26 **テーマ3** (2) 補足

みなさんのなかには、こういう発言や行動に対しては、自己責任である、自業自得であるといった感想を持つ人も多いのではないかと思います。筆者自身も、人が発する発言や行う行為に対しては、その当人が責任を負うことが原則であると思います。しかし、こうした言動が多分にその人を取り巻く環境や状況により形成される側面を持つこともあります。そこでこうした点にも目配りする、あるいは想定してみることもあっていいと考えます。人を評する場合、その言動ばかりではなく、その人を取り巻く環境（例えば、その人の家庭や職場、学校、人間関係）にも思いをはせることも必要ではないかと考えます。

3 本書 p.52-53 **テーマ1** 解答

1. 時給400円は最低賃金法に違反です。令和元年度の地域別最低賃金によれば、最低賃金を790円にしている県が15県あります。一番高いのは、東京都で1,013円（厚労省「地域別最低賃金の全国一覧」2020年6月9日付）。
2. 法的には、会社が従業員の過失（うっかりミス）により損害賠償の請求をすることはできます。しかしこの場合、お皿を扱う業務で生じたことであることを考えると損害賠償の請求は無理です。ましてや賃金から差し引くことは、全額を支払わなければならないことを定めた労働基準法第24条、賃金と借金との相殺を禁じた労働基準法第17条に違反しています。
3. このやけどは労働災害です。労働災害保険が適用されます。保険証を使っての医療保険のケース（医療保険は仕事とは関係のない病気やケガのケース）ではありません。治療費を一時的に負担することもあります。労働基準監督署に関係の書類を提出すれば、その負担金はもどってきます。

4. 労働基準法第 20 条には、労働者を解雇（クビ）にする場合には、少なくとも 30 日前までに解雇の予告をするか、または、この予告をしない場合には、少なくとも 30 日分の賃金を払わなければならないと定められています。
5. アルバイトなどの非正規労働者も、週あたりの労働時間に応じて年休（有給休暇）を取ることができます。
6. 賃金などの労働契約の内容は、労働基準法第 15 条第 1 項、及び、労働基準法施行規則第 5 条にもとづいて、書面により明示されなければなりません。
7. 労働基準法第 24 条によれば、賃金は、毎月、期日を定めて支払うことと定められています。
8. 同じく労働基準法第 24 条によれば、賃金は直接労働者に支払うことと定められています。親が子どもの給料をピンハネすることを防止するためです。
9. 労働基準法第 61 条によれば、満 18 歳未満の者を午後 10 時から午前 5 時までの深夜業に就労させることは禁止です。“18 歳未満”ですから。17 歳は禁止、18 歳は可能です。
10. 育児・介護休業法第 5 条では、「労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる」とあります。“労働者”ですから、男性でも女性でも取得できます。

4 本書 p.56-57 **テーマ 4** 解答

1. [事業内容]
 - ・抽象的であいまい、どのような事業を行っているのか不明である。
2. [会社の特徴]
 - ・このような、嘘くさいことしか書けない会社である。会社としての“売り”がない。“アット・ホーム”は要注意。
3. [仕事の内容]
 - ・あえてカタカナで表現して見栄えをよくしようとしているフシがある（その職業が問題であるという意味では全くありません）。
 - ・ポスティングの仕事：チラシを各家のポストに次々に入れる仕事。
 - ・アプローチャーの仕事：個人のお客に対する販売促進、営業の仕事。
 - ・ホールカウンタースタッフ、コーヒーレディの仕事：パチンコ店での清掃、玉運び、景品交換などの仕事、コーヒーなどのドリンクや軽食を遊戯中のお客さんに買ってもらう仕事。
 - ・インバウンド・コールセンターの仕事：お客からかかってきた電話の対応（例えば、クレーム対応）を行う仕事。
 - ・ナイトスタッフの仕事：夜間に仕入れや調理、品出しなどを行う仕事。
4. [就業時間] の [時間外]
 - ・2018 年 6 月に成立した働き方改革関連法により、1 か月の時間外労働（残業）の上限は 45 時間と定められた。この求人票では社員はそのギリギリまで働かされている。

5. [毎月の賃金]
 - ・高卒で基本給 32 万円は高すぎる。相場は 20 万前半である。仕事がキツイという証拠である可能性がある。
6. [固定残業手当]
 - ・固定残業手当（固定残業代）とは、残業時間の多い少ないにかかわらず、決まった金額の残業手当しか支払わないというもの（この場合、1 か月当たり 2 万円）。この求人票の場合、「5. 補足事項・特記事項」によれば、月の残業時間が 40 時間までは、2 万円しか残業代が出ないことになる。
7. [賞与]
 - ・「賞与なし」と記載されており、前年度はボーナスが支給されなかった可能性がある。
8. [通勤手当]
 - ・月額 5 千円まで、は少なすぎる。
9. [労働組合なし]
 - ・現代では日本の労働組合の組織率は 20% を切ってしまったが、働く者の雇用と労働条件を守るためには、労働組合は必要である。
10. [補足事項] 試用期間
 - ・「試用期間 2 年」と記載されているが 2 年間は長すぎる。普通は 3 か月から 6 か月程度である（ただし、試用期間の長さに関して法令の定めはない）。
11. 先程も指摘したが、この会社は、1 か月当たり 40 時間近く残業をしても残業手当は 2 万円だけしかもらえず、残業時間に見合った手当はもらえない。
12. [補足事項] 入社後の研修
 - ・滝に打たれるとか駅前での大声での連呼とか、研修の意味が不明である。
13. [採用離職状況]
 - ・毎年の採用人数に対して離職者が多すぎる。仕事がキツイ、上司のパワハラなどの問題を抱えているおそれがある。
14. 補足として、[選考] の箇所で、もしも就職関係の書類受け付け開始や採用試験の選考日が 9 月以前であるならば、就職協定上の違反となる。

5 本書 p.122 **テーマ 5** 解答

1. △または×

インターンシップは正式な就労ではないものの、上司の指揮命令の下で行われるなど労働基準法等のうえで、労働者と評価される状態で、法定労働時間を超えた長時間労働を強いられたとすれば、それは違法である。
2. ○

就業体験のレベルを超えて、労働基準法をはじめとする労働関係法のうえでの労働者と評価できるような場合を除いて、インターンシップは正式な就労ではないので、無償（タダ）もあり得る。

3. ○
交通費はもらえるとは限らない。しかし、かなりの企業は交通費を支給しているようである。その場合でも全額もらえるとは限らない。
4. ×
セクシャル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法で規制がある。ただし、この規制は損害賠償などを認める効力を有するものではない。しかし、セクシャル・ハラスメントは不法行為として民法上の損害賠償の対象になりうるとともに、名誉毀損罪や侮辱罪、強要罪といった刑法が定める犯罪に当たる場合もある。
5. ○
インターンシップは原則として、あくまでも学生の私的な行為であり、かつ、会社との雇用関係はないために、行き帰りの事故について会社は補償の対象としないことが多い。そこで、インターンシップに臨む学生は、予め保険に加入するべきである。
6. ○
故意（わざと）であれ、過失（うっかりミス）であれ、会社が受けた損害に対して、賠償請求されることはあり得る。そのために、インターンシップに臨む学生は、予め保険に加入するべきである。
7. ○
無断欠席する学生に対して、会社を取りうる権利の1つである。
8. ×
会社側の責任でインターン学生がケガを負った場合には、会社は不法行為などの民事上の責任が生じる。そのため、インターン学生のケガのリスクを考慮して、会社・学生ともにあらかじめ保険に加入しておくべきである。
9. △
インターンシップの時の採用試験は“協定違反”である。しかし、こうした採用面接それ自体を禁止する法令がないので、違法とまでは残念だが言えない。
10. ○
希望者が多ければ、会社としては参加者を絞る権利は持っている。

設問4と設問8を除いて、○か△かの判断は確定したものではありません。個々の具体的事例に即して判断されると、○が△であったり、△が×であったりします。

- ①原則としてインターン学生には労働法は適用されません。従って、②長時間の拘束や日当、交通費がもらえないというケースもあるので、気になる人は事前に会社側に確認しましょう。
③ケガや物品の破損に備えて保険に加入するなどの自衛手段を取りましょう。

(著：越田年彦)

職業人生 はじめの一步 —生きがいとキャリアを考えるワークブック 解答・補足

2020年10月 清水書院 発行

東京都千代田区飯田橋 3-11-6 〒102-0072

